

# デザート原理に対する二つの批判

塩野 直之 (Naoyuki Shiono)

東邦大学

本発表の目的は「デザート原理」の批判である。デザートとは、“deserve”すなわち「値する」の名詞形であり、「報い」の意味である。この概念は、道徳的責任や刑罰の正当化の文脈で用いられ、「悪いことをした人や犯罪者は、非難や罰を受けるに値する」という原理をあらわす。本発表の主旨は、この原理を宗教的なドグマとして批判することである。

しかし、デザート原理と、刑罰の応報主義的正当化との関係には、やや錯綜した面がある。というのは、リバタリアンの自由意志の否定から、人がデザート原理に即した道徳的責任を持つことを否定し、それを論拠に刑罰の正当性を否定する議論が存在するからである。この議論は一見、デザート原理を批判するものに見えるが、実はむしろそのドグマに深くコミットするものだと言主張することも、本発表の目的の一つである。

以下では本発表の流れを概観する。

本発表は、罰を生物学的、人類学的な起源を持つ、進化論的に理解可能な営みとみなすことを出発点とする。理性も感情も持たない生物にも罰に似た行動パターンはある。また、法の支配の確立していない狩猟採集社会にも罰は存在する。それらの共通点は、罰がフリーライダー防止の機能を持つことである。さらに人間の場合には、懲罰感情としての怒りの感情が顕著にみられ、これは罰を与える行動への動機づけの役割を果たす。罰や懲罰感情に関するこのような理解は、実験経済学によっても裏づけられる。

次いで司法的な刑罰に話題を移す。刑罰は国家が個人に苦痛を与えることを含むため、その正当化が哲学上の課題となる。これに関しては、帰結主義に属する予防論と、義務論に属する応報主義の二つの立場がある。予防論が犯罪の予防を刑罰の目的とみなすのに対して、応報主義はデザート原理を中核に据える。応報主義とはつまり、犯罪者を刑罰に処することが正当なのは、犯罪者が刑罰に「値する」からだとする立場である。応報主義の古典的な論者はカントである。カントは「島の殺人犯」という思考実験を用い、罰を与えることに何の帰結主義的な利益がなくても、犯罪者は処罰するべきだと論じた。

現在の応報主義にはさまざまな立場があるが、その中でよく知られ、明確にデザート原理に依拠するものとして、マイケル・ムーアの説がある。ムーアは、刑罰の応報主義的正当化は、個別事例に関する私たちの直観的判断との整合性によってなされるべきだと主張する。さまざまな残虐な犯罪の具体例を与えられると、私たちの多くはたしかに、デザート原理と合致する強い応報感情を抱くものである。ムーアは、そのような感情に基づく判断は十分に健全で信頼できるものだと言論じ、その根拠の一つとして、私たちがもし自ら残虐な犯罪を行ったならば激しい罪悪感を抱くに違いないという直観と、この一人称的な罪悪感と三人称的な応報感情との整合性を挙げる。これに対して本発表は、そのような直観は「恥の文化」と対比される「罪の文化」特有のものであり、しかもキ

リスト教の「最後の審判」の表象を通じて強められたものであるから、それに基づくムーアの議論は普遍性を主張できないと批判する。

次いで本発表は、応報主義に対する最も根本的な批判を提起した、マーサ・ヌスバウムの議論を取り上げる。ヌスバウムの見解によると、応報感情は合理性を持たない神話的思考であるか、ステータスに固執した不健全な思考であるかのいずれかである。私たちがもし、加害者に罰として危害を加えることは、当初の加害行為をなかったことにするものだと考えたり、宇宙の本来の均衡を取り戻すものだと考えたりするならば、それは古代神話に遡る魔術的思考である。他方もし、罰は加害者のステータスを引き下ろすことによって、加害者と被害者の相対的ステータスを正常化するものだと考えるならば、それはステータスへの不健全な固執である。応報感情のこのような性格からして、それが刑罰の正当化の合理的な根拠を提供することはない。本発表はこのヌスバウムの議論に賛同し、デザート原理は上の第一の神話的思考が、キリスト教の伝統の中で強固になったものだと主張する。

最後に本発表は、ギャレン・ストローソン、デルク・ペレブーム、グレッグ・カルーゾー、ブルース・ウォーラーなどの議論を通じて近年よく知られる、リバタリアンの自由意志の否定に基づく応報主義の批判を論じる。本発表は、これらの哲学者が行った根本論証や操作論証を立ち入って考察するのではなく、ここまでの考察をふまえて、その立場は実はデザート原理に深くコミットするものであることを指摘する。というのもそれは、「私たちはリバタリアンの自由を持つ」、「私たちは自らの行為に対して道徳的責任を負う」、「私たちは自らの悪い行いに対して、罰を受けるに値する」の三つの命題が必要十分条件の関係にあることを前提とする立場であり、デザート原理はその前提を支える役割を果たすからである。実際、ストローソンやウォーラーは、道徳的責任や刑罰は、神のごとき「不動の動者」に対してのみ当てはまるものだと主張するが、本発表の見たところ、これは宗教的伝統を負いすぎた不健全な考えである。

主要文献：

Boehm, Christopher. *Moral Origins: The Evolution of Virtue, Altruism, and Shame*.

Fehr, Ernst and Simon Gächter. "Altruistic punishment in humans."

Moore, Michael S.. *Placing Blame: A General Theory of the Criminal Law*.

Nussbaum, Martha C.. *Anger and Forgiveness: Resentment, Generosity, Justice*.

Strawson, Galen. "The Impossibility of Moral Responsibility."

Waller, Bruce N.. *Against Moral Responsibility*.